

2 望む人誰もが子供を産み育てやすい社会の実現に資する取組について

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行しており、令和4年の出生数は、速報値で初めて80万人を切り、統計史上最少となった。急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機であり、対策には一刻の猶予もない。

もとより少子化の要因は、未婚化・晩婚化、雇用の不安定化、仕事と子育ての両立の困難さ、高い子育て費用など多岐にわたっている。

少子化に歯止めをかけるためには、こうした複合的な要因に対応した対策を多面的に展開する必要がある。結婚から妊娠・出産、生まれた子供が健やかに成長するまで、シームレスな支援を充実強化していかなければならない。そのためには、様々な法改正・制度改正及び財源の確保等の国の措置が必要である。

については、望む人誰もが子供を産み育てやすい社会の実現に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 希望する人誰もが将来の子育ての展望を描けるよう、雇用の安定化など経済的基盤の安定に向けた支援を実施すること。
- 2 男性の育業（育児休業の愛称）取得促進に向けた取組の強化など、ライフ・ワーク・バランスの実現に資する施策を推進し、労働環境をはじめとする子育てしやすい環境の整備を促進すること。
- 3 子育てに係る費用負担の軽減や子育て世帯へのサポート・相談事業への支援強化など、子供・子育て支援策の充実を図ること。また、自治体を実施する子供への経済的支援に対して非課税措置を講じること。

- 4 大学等の高等教育に係る授業料をはじめとする子育て世帯への教育費の負担軽減策の充実を図ること。
- 5 子育てを支援する税制の措置を講じること。
- 6 結婚予定者や子育て世帯のための住宅の確保策の充実を図ること。
- 7 不妊・不育症治療への助成など、妊娠・出産支援策の充実を図ること。